



税金

固定資産税のお知らせ



■家屋を取り壊したら連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税しています。今年、家屋を取り壊した人は、必ず年内にご連絡ください。ただし、法務局で滅失登記が済んでいる場合は不要です。年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年度分は全額課税されます。

■次の場合は届け出を

▶既存の未登記家屋の売買・相続・

贈与などで所有者を変更した場合は「未登記家屋所有者変更届」を提出。▶固定資産の所有者が亡くなった後、まだ相続登記をしていない場合は、相続人の中から代表者を選任して「相続人代表者等指定届」を提出。▶共有物件の代表者が亡くなった時は「納税義務者変更届」を提出。

問固定資産税課家屋担当 ☎ 423 - 9428、管理・償却資産担当 ☎ 423 - 9426

要支援・要介護認定を受けている人の税控除

所得税や市・府民税の申告で次の控除を受けるために証明が必要な人は介護保険課に申請してください。認定書の交付には時間を要しますので、余裕をもって申請してください。申請には対象者の印鑑が必要です。

■障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、次の①②の両方に当てはまる人に、認定書を交付します。①65歳以上で市内に住所を有している ②寝たきり状態や認知症などの症状が一定の基準を満たしている ※この認定書は税の申告以外に利用できません。

■おむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除を受けるには通常、医師の証明書が必要ですが、次の㉠～㉢の全てに当てはまる人には、医療費控除に必要な市の確認書を交付します。㉠要介護・要支援認定を受けている ㉡おむつ代の医療費控除を受けるのが2回目以降である ㉢要介護認定に用いた主治医意見書の内容が一定の基準を満たしている

申請・問いずれも介護保険課に備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）を、直接ま

たは郵送で介護保険課認定担当へ〒596-8510 ☎ 423-9476

12月は「税込確保重点月間」です



府では、税の公平性と自主財源である府税収入の確保のため、徴収の取り組みを強化しています。お納めいただいた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、皆さんの身近な生活に活かされています。納期限までの納税をお願いします。

問府泉南府税事務所 ☎ 439-3601

令和6年度から森林環境税(国税)が課税されます

■森林環境税とは

森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、様々な機能があります。これらの機能を十分に発揮させるため、整備に必要な財源を安定的に確保することを目的に創設されました。

森林環境税の税収は、森林環境譲与税として国から都道府県や市町村に譲与され、森林整備の促進に活用されます。

■課税される人や金額

国内に住所のある個人に対して1人あたり年額1,000円が課税され、個人市・府民税均等割と併せて徴収されます。

■森林環境税が非課税となる基準

次の①～③のいずれかにあてはまる人は課税されません。

非課税となる基準	
①	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
②	1月1日現在、障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
③	前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 ・同一生計配偶者および扶養親族がいない場合…45万円 ・同一生計配偶者および扶養親族がいる場合… 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+31万円

問市民税課賦課担当 ☎ 423-9417・9418・9419

■市・府民税均等割および森林環境税の額

税種		令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税	国税		1,000円
	府民税	1,800円 ^{※1※2}	1,300円 ^{※2}
個人住民税	市民税	3,500円 ^{※1}	3,000円
	合計	5,300円	5,300円

※1…市・府民税の均等割には東日本大震災復興基本法に基づき、それぞれ500円が加算されています。

※2…府民税の均等割には、府条例に基づき、大阪府森林環境税300円が加算されています。

森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は、間伐（森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業）などの森林整備と木材利用の促進や普及啓発などに充てるとされています。

令和5年度は神於山において、倒木の恐れのある樹木の伐採などを行う予定です。過年度の実績については市ホームページをご確認ください。

問農林水産課農林水産振興担当 ☎ 423-9488

広告

広告